

## 小山市地区まちづくり構想の概要

( 喜沢 地区 )

名 称	喜沢地区まちづくり構想
対象となる地域の範囲	小山市大字喜沢の一部
対象となる地域の面積	約334ha
まちづくりの目標	【みんなでつくる 「絆」と「夢」溢れるまち 喜沢】を基本理念に掲げ、安心・安全をキーワードとして、無秩序で不良な開発等を抑制しつつ適正な土地利用を誘導し、豊かな生活環境の形成を図ることを目的とする。
まちづくりの方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 土地利用の方針 豊かな緑を生かしつつ、国道4号や隣接地区への連絡道路を確保し、より良い住環境を形成するとともに、ゆとりとうるおいのある街並みを目指します。</li><li>2. 地区施設の整備方針<ul style="list-style-type: none"><li>・狭あい道路拡幅の整備推進を図ります。</li><li>・交差点の速度抑制対策を考慮した道路整備の推進を図ります。</li><li>・新しい公園の整備促進を図ります。</li><li>・公共下水道の整備促進を図ります。</li><li>・平地林の保全推進を図ります。</li></ul></li><li>3. 建築物等の整備方針<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物の用途の制限</li><li>・垣・さく構造の制限</li></ul></li></ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面の位置の制限</li> <li>・建物の高さの最高限度の制限</li> <li>・敷地面積の最低限度</li> <li>・意匠の統一</li> </ul> <p>以上のルール化について地区計画制度の導入を含め検討していきます。</p>
<p>まちづくりの実現化方策</p>	<p>本構想実現化のために、喜沢地区まちづくり推進協議会と市が協働でまちづくりを進めていきます。</p> <p>安全・快適でゆとりある住環境の形成を図るためのルールづくり（地区計画等）について、適切な時期において検討・導入を行います。</p>
<p>その他住みよいまちづくりの推進に必要な事項</p>	<p>公共施設及び公益施設に関する事項 (地区施設の配置及び規模)</p> <p><b>【認定道路】</b></p> <p>①市道1343号線 5mへの拡幅、側溝及び排水先の整備・検討</p> <p>②市道1345号線の一部、市道2558号線、市道2561号線 6mへの拡幅、側溝及び排水先の整備・検討</p> <p>③市道2844号線、市道2845号線 排水整備・検討</p> <p>④市道2554号線の一部 8mへの拡幅、歩道の整備・検討</p> <p><b>【生活道路】</b></p> <p>①私道（配置は構想図参照） 緊急車両が通行できるように拡幅・整備 4m道路の場合、待避所を設ける</p> <p>②新設道路 行き止まり道路や枝線が少ない箇所を幹線道路へ接続</p> <p><b>【交差点】</b></p> <p>①見通の悪い箇所や事故多発箇所にイメージランプ等の実施</p> <p>②夜間暗い箇所に防犯灯の設置</p> <p><b>【公園・広場等】</b></p> <p>①新しい広場等の整備（配置は構想図参照） 利用目的（休憩所、一時避難所等）を明確にする必要あり</p> <p>②新しい子供防災公園の整備（配置は構想図参照）</p>

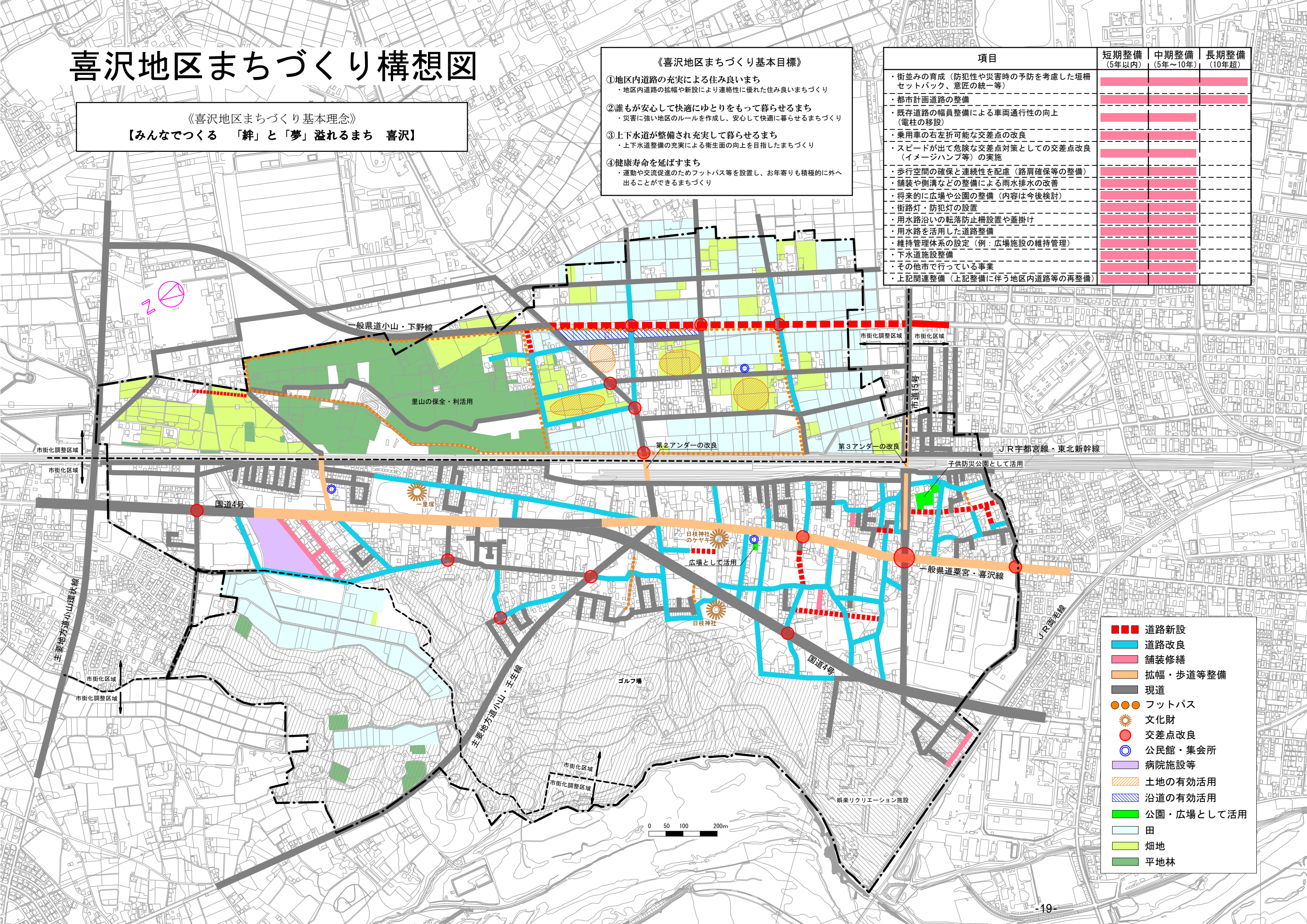
		<p><b>【歩行空間】</b></p> <p>①水路の蓋掛け等により水路用地を活用し、歩行空間を確保する</p> <p>②水路沿い・農道・平地林を利用してフットパス等を設置し、運動や交流促進を図る</p> <p><b>【森林(平地林)】</b></p> <p>①農林整備事業等を用いて美しい森（平地林）づくりをする</p>
	<p>建築物に関する事項 (用途の制限,敷地面積の最低限度壁面の位置の制限形態又は意匠の制限,垣又は策の構造の制限等)</p>	<p><b>【建築物の用途の制限】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法34条に定める許可基準に適合するものとします。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心で住みよい街並みを形成するためのルール作りに努めます。</li> <li>・ルール化について地区計画制度の導入を含め検討していきます。</li> </ul>
	<p>その他土地利用の制限に関する事項 (樹林地,草地等の保全等)</p>	<p>豊かな緑を活かした土地利用推進に努めます。</p>

# 喜沢地区まちづくり構想図

《喜沢地区まちづくり基本理念》  
【みんなでつくる 「絆」と「夢」溢れるまち 喜沢】

- 《喜沢地区まちづくり基本目標》
- ①地区内道路の充実による住み良いまち  
・地区内道路の拡幅や新設により連絡性に優れた住み良いまちづくり
  - ②誰もが安心して快適にゆとりをもって暮らせるまち  
・災害に強い地区のルールを作成し、安心して快適に暮らせるまちづくり
  - ③上下水道が整備され充実して暮らせるまち  
・上下水道整備の充実による衛生面の向上を目指したまちづくり
  - ④健康寿命を延ばすまち  
・運動や交流促進のためフットパスを設置し、お年寄りも積極的に外へ出ることができるまちづくり

項目	短期整備 (5年以内)	中期整備 (5年～10年)	長期整備 (10年超)
・街並みの育成（防犯性や災害時の予防を考慮した垣柵セットバック、意匠の統一等）			
・都市計画道路の整備			
・既存道路の幅員整備による車両通行性の向上（電柱の移設）			
・乗用車の右左折可能な交差点の改良			
・スピードが出て危険な交差点对策としての交差点改良（イメージランプ等）の実施			
・歩行空間の確保と連続性を配慮（路肩確保等の整備）			
・舗装や側溝などの整備による雨水排水の改善			
・将来的に広場や公園の整備（内容は今後検討）			
・街路灯・防犯灯の設置			
・用水路沿いの転落防止柵設置や蓋掛け			
・用水路を活用した道路整備			
・維持管理体系の設定（例：広場施設の維持管理）			
・下水道施設整備			
・その他市で行っている事業			
・上記関連整備（上記整備に伴う地区内道路等の再整備）			



- 道路新設
- 道路改良
- 舗裝修繕
- 拡幅・歩道等整備
- 現道
- フットパス
- ☀ 文化財
- 交差点改良
- 公民館・集会所
- 病院施設等
- 土地の有効活用
- 沿道の有効活用
- 公園・広場として活用
- 田
- 畑地
- 平地林